

(趣旨)

第1条 この規程は、飯山市地域包括支援センター(以下「センター」という。)が行う、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条の2第18項に規定する介護予防支援の事業(以下「事業」という。)を実施するに当たり、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準」という。)第17条の規定により、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、センターの保健師その他事業に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)が、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 市長は、基準第1条の2に規定する基本方針に基づき、事業を実施しなければならない。

(名称及び位置)

第4条 事業を行うセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 飯山市地域包括支援センター

(2) 位置 飯山市大字飯山1110番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 所長 1人 センターの総括に関すること。

(2) 管理者 1人 事業の管理に関すること。

(3) 担当職員 1人以上 介護予防支援に関すること。

2 センターにその他の職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第6条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除くものとする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第7条 指定予防支援の提供方法及び内容は、基準第29条から第31条までの規定に基づいて行う。

(利用料)

第8条 事業の提供に係る利用料は、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第129号)によるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、飯山市とする。

(運営についての留意事項)

第10条 センターに勤務する職員及びその他の職員(以下「従業者」という。)は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約と内容に含むものとする。

3 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年2月16日告示第8号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月28日告示第77号)

この規程は、平成26年12月1日から施行する。